

株式取扱規則

日本航空電子工業株式会社

制 定 ： 1 9 7 3 年 1 月 1 6 日

最新改正 ： 2 0 2 2 年 9 月 1 日

株式取扱規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによる外、定款第10条第1項に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 本会社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条① 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

② 前項の外、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 本会社に対する株主からの届出が、証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

- 第10条① 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、本会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
- ② 本会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- ③ 代理人により請求等及び届出をする場合は、前2項の手続きの外、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
- ④ 代理人についても本条第1項及び第2項を準用する。
- ⑤ 株主が請求等及び届出をするに際し、保佐人又は補助人の同意を要する場合は、第1項及び第2項の手続きの外、当該同意を証明する書面を添付するものとする。

(証明書)

第11条 前条の外、株主による請求等及び届出について本会社が必要と認めるときは、証明書類等の提出又は保証人の保証を求めることができる。

第4章 株主権行使の手続き

(書面交付請求及び異議申述)

第12条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第13条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類の記載)

第14条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により本会社が定める分量は以下のとおりとする。

一 提案の理由

各議案ごとに400字

二 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

(単元未満株式の買取請求の方法)

第15条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。ただし、特別口座の口座管理機関を通じて請求するものについては、機構を経由しないものとする。

(買取価格の決定)

第16条① 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第17条① 当社は、前条により算出された買取価格から第26条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第19条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。ただし、特別口座の口座管理機関を通じて請求するものについては、機構を経由しないものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第20条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第21条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第22条① 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第23条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第26条に定める手数料を加算した金額が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認し

た日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

（買増請求の受付停止期間）

第24条① 本会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3月31日

(2) 9月30日

(3) その他機構が定める株主確定日等

② 前項にかかわらず、本会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第5章 特別口座の特例

（特別口座の特例）

第25条 本規則の定めにかかわらず、特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによる外、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 手数料

（手数料）

第26条 第15条の单元未満株式買取請求及び第19条の单元未満株式買増請求に係る手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

----- (以下、別紙) -----

(別途定める金額)

<単元未満株式の買取及び買増請求手数料>

株式取扱規則第26条に基づく金額(単元未満株式の買取及び買増請求に伴う手数料)は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを請求に係る単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式)第16条の1株当たりの買取価格又は第22条の1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円単位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。